

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、道から警戒事象（原災法第10条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障であって、原子力規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（後志管内で震度6弱以上の地震、立地村で震度5弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時）の通報があった場合の対応、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 事故状況等の把握及び通報連絡

泊発電所において、警戒事象が発生した場合には、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、町は、道、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

1 警戒事象発生情報の連絡

町は、道から警戒事象の通報があった場合、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

2 特定事象発生情報の連絡

(1) 原子力防災管理者の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村等関係機関へ通報するものとする。

町は、原子力事業者の原子力防災管理者から特定事象の通報があった場合、道及び関係機関等と情報共有のため連絡を密にし、応急対策に従事できる職員を動員・配備する。事故の推移によっては災害対策本部を設置する。

(2) 国の通報連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村及び北海道警察本部に連絡するものとする。また、PAZ内の町村へ住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。

また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。

(3) 道の通報連絡

- ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、特定事象発生 of 通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。
- イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意して関係町村及び防災関係機関へ連絡するものとする。
 - ・ P A Z 内の町村と同様の情報を U P Z 内の町村に連絡すること
 - ・ U P Z 内の町村に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること

3 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力防災管理者は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、道、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- ② 町は、道及び防災関係機関との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- ① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに道、関係省庁及び関係町村に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、道、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループに職員を派遣することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、町が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に係わる情報を随時連絡するものとする。

4 一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、道が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図

第3節 応急活動体制の確立

1 配備体制及び災害対策本部等の設置

町長は、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定（以下「安全確認協定」という。）第10条「異常時における連絡」、原子力規制委員会からの警戒事象並びに原災法第10条及び第15条に基づく通報があったとき、又は不測の事態に的確に対応するため、特に町長が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。

また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。

区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	体制区分	本部設置	配備体制
初期レベル	1 安全確認協定に定める異常時における連絡が特定事象に先行する事象と検知され配備体制をとる必要があると確認された時 2 原子力規制委員会から警戒事象の発生通報を受けたとき	第1非常配備	災害対策警戒配備体制	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施して、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
警戒レベル	1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報(敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等:資料3-1-2)を受けたとき 2 泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき 3 その他特に町長が必要と認めたとき	第2非常配備	災害対策本部の設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施する。
緊急事態レベル	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(敷地境界付近等で500マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等:資料3-1-3)を発出したとき 2 その他特に町長が必要と認めたとの	第3非常配備		災害応急対策に従事することができる全職員を配備して、組織の全力をあげて活動する体制とする。

2 第1非常配備（初期活動体制）

(1) 町長は、災害対策本部等の設置及び配備体制の基準に定める初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとる。

また、道が第1非常配備体制をとり、緊急時モニタリングの定めにより、第1非常配備のモニタリングを開始するときは協力する。

なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう、連絡・出動体制を整備するものとする。

第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする

第1非常配備体制 図3-2-1

班	係名及び担当	災害常務
総務班 (総務課長)	原子力防災対策グループ	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 事故情報の収集、分析、管理
	総合防災対策グループ	1. 庁内各課・各班等との連絡調整 2. 通信連絡設備の管理統制 3. 事故情報の収集、分析、管理
情報・ 広報班	経営企画係、 環境エネルギー係 スポーツ係 農業支援係	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査
	広報広聴係 コミュニティFM推進係 住民係 商工労働係 観光戦略推進係	1. 事故時情報の広報 2. 住民・一時滞在者相談窓口の設置と運営 3. 報道機関からの問合せ対応
民生班	福祉係 保健医療係 生活環境係 町民学習係	1. 災害対策用資機材等の準備・調達 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援の準備
	健康づくり係 介護支援係 町民生活係	1. 被ばく医療・救護事業の体制準備 2. 安定ヨウ素剤の配付準備
建設班	土木係 都市計画係 建築係	1 避難経路等の確保準備 2 除雪体制強化準備(冬期) 3 防災関係機関への協力要請の準備
	上下水道課維持係	1 飲料水の摂取制限の調査検討の準備
輸送班	税務係 固定資産税係	1. 避難用バスの手配・配備の準備
農政班	農政係 畜産林務係 農地整備係 農地再編係 農地係	1. 農林畜産事業従事者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷制限の調査検討
教育班	総務係 学校教育係 高校事務係	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 児童生徒の防護及び退避等対策 3. 避難等のための学校教育施設の提供
	幼児センター	1. 園児の防護及び退避等対策の準備

(2) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(3) 災害対策警戒配備体制の解除

町長は、道から特定事象に至る可能性がないと認め連絡があった場合は、第1配非常備体制を解除する。

3 第2非常配備（原子力災害対策本部の設置）

(1) 原子力災害対策本部の設置及び組織等

町長は、災害対策本部等の設置及び配備体制の基準に定める警戒レベルに該当すると認められた場合は、直ちに第2非常配備体制に移行すると同時に、事態の急速な悪化への備えや必要な準備体制を速やかに整えるため、町長室、又は、ニセコ町民センターに災害対策本部を設置するものとする。災害対策本部は、災対法、原災法及びニセコ町災害対策本部条例（昭和37年12月25日ニセコ町条例第19号）の規定に基づき、ニセコ町災害対策本部を設置するものとする。

第2非常配備（初期活動体制）は、図3-2-2のとおりとする

第2非常配備体制 図3-2-2

部	係名等及び担当	災害常務
本部	町長 副町長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定
総務部	原子力防災対策グループ	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 事故情報の収集、分析、管理 5. オフサイトセンターへの職員派遣
	総合防災対策グループ 議会総務係 有島記念館係	1. 災害対策本部の運営 2. 庁内各課等との連絡調整 3. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 4. 防災関係機関への事故情報の通報及び協力要請 5. 通信連絡設備の管理統制 6. 事故情報の収集、管理
	財政係 出納係	1. 災害対策に必要な経費の予算経理 2. 災害対策用物品の出納
情報・広報部	経営企画係、 環境エネルギー係 スポーツ係 町民学習係 農業支援係	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査
	広報広聴係 コミュニティFM推進係 住民係 商工労働係 観光戦略推進係 消費生活相談員	1. 事故時情報の広報 2. 住民・一時滞在者相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の整備

民生部	福祉係 保健医療係 町民生活係 町民学習係	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援・指導
	健康づくり係 介護支援係 生活環境係	1. 被ばく医療・救護事業の体制準備 2. 安定ヨウ素剤の配付準備
建設部	土木係 都市計画係 建築係 住宅管理係	1 避難経路等の現状把握 2 冬期間の避難経路維持（除雪体制） 3 防災関係機関への協力要請
	上下水道課維持係	1 飲料水の摂取制限の調査検討
物資・輸送部	税務係 固定資産税係	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備
農政部	農政係 畜産林務係 農地整備係 農地再編係 農地係	1. 農林畜産事業従事者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷制限の調査検討
教育部	総務係 学校教育係 高校事務係	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 児童生徒の防護及び退避等対策 3. 避難等のための学校教育施設の提供 4. 避難者の収容
	幼児センター	1. 園児の防護及び退避等対策

(2) 町の活動体制

町長は、原子力防災管理者等から特定事象発生等の通報を受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。

(3) 情報の収集及び専門家の派遣

町長は、特定事象発生等の通報を受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど国及び道との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。また、町長は、必要に応じて国へ専門家の派遣を要請するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議の出席

町長は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合に、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員を派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

町長は、現地事故対策連絡会議において、出席する派遣要員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国及び道等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。

(6) 原子力災害対策本部の廃止

町長は、道から災害応急活動の必要が無くなったと認め連絡があった場合は、第2非常配備体制を解除し、災害対策本部を廃止する。

4 第3非常配備（原子力災害対策本部の継続）

(1) 原子力災害対策本部の継続及び組織等

町長は、災害対策本部等の設置及び配備体制の基準に定める緊急事態レベルに該当する場

合は、直ちに第3非常配備体制をとるものとする。

第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-3のとおりとする。

第3非常配備体制 図3-2-3

部	係名等及び担当	災害常務
本部	町長 副町長 各管理職 ようてい消防ニセコ支所長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定
総務部	原子力防災対策グループ	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 事故情報の収集、分析、管理 5. オフサイトセンターへの職員派遣 6. テレビ電話会議システムの運用
	総合防災対策グループ 議会総務係 有島記念館係	1. 災害対策本部の運営 2. 庁内各課等との連絡調整 3. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 4. 防災関係機関への事故情報の通報及び協力要請 5. 通信連絡設備の管理統制 6. 事故情報の収集、管理
	財政係 出納係	1. 災害対策に必要な経費の予算経理 2. 災害対策用物品の出納 3. 義援金の受入
情報・広報部	経営企画係、 環境エネルギー係 スポーツ係 農業支援係	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査 4. 被害状況の調査
	広報広聴係 コミュニティFM推進係 住民係 商工労働係 観光戦略推進係 消費生活相談員	1. 事故時情報の広報 2. 住民・一時滞在者相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 物価の監視 5. 被災地住民の登録
民生部	福祉係 保健医療係 町民生活係 町民学習係	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援・指導、避難者の収容 4. 食品の調達・給与、炊出し支援 5. 生活必需品物資の調達・給与 6. ボランティアの受入
	健康づくり係 介護支援係 生活環境係	1. 被ばく医療・救護事業の体制準備 2. 安定ヨウ素剤の配付 3. 住民等の健康調査及び心身の健康相談体制の整備 4. 緊急被ばく医療への協力
建設部	土木係 都市計画係 建築係 住宅管理係	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持（除雪体制） 3. 防災関係機関への協力要請
	上下水道課維持係	1. 飲料水の摂取制限の調査検討 2. 汚染飲料水の規制 3. 給水対策
物資・輸送部	税務係 固定資産税係	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備
農政部	農政係 畜産林務係 農地整備係 農地再編係 農地係	1. 農林畜産事業従事者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討 3. 汚染農林畜産物の摂取・出荷規制 4. 農林畜産物の流通対策
教育部	総務係 学校教育係	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 児童生徒の防護及び退避等対策

高校事務係	3. 避難等のための学校教育施設の提供 4. 避難者の収容
幼児センター	1. 園児の防護及び退避等対策

(2) 連絡員の派遣

町の災害対策本部長（以下「本部長」）は、知事からオフサイトセンターに設置する北海道現地災害対策本部に連絡員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた責任ある判断を行える職員を派遣するものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、連絡員に出席させ、原子力緊急事態に係わる情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(4) 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チーム及び道と連携し、非難区域等設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

(7) 災害対策本部及び現地本部等の廃止

町長は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等へ速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じて、道へ緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長へ職員の派遣を要請し、又は知事へ、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係わる助言その他の必要な援助を求めるものとする。

6 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に、

撤収要請を要求するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 町は、道やその他防災関係機関に、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達に協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

② 町は道と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

③ 町の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ道など関係機関へ除染等の医療措置を要請するものとする。

④ 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑤ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、道及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 住民等への広報及び指示伝達

1 住民等への広報

(1) 本部長は、第1非常配備以降、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、道、報道機関、その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携のもとに、コミュニティFM、広報車や報道機関などを通じ広く町民への情報提供を行うものとする。

なお、住民等への広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。

(2) 第3非常配備以後は、本部長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、道、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下に、広報体系を一元化して迅速かつ的確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。

- (3) 本部長は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者へは、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。
- (4) 本部長は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。

2 町の行う広報及び指示伝達

- (1) 本部長は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、S P E E D Iによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町や道等が講じている施策に係わる情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ性格かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。
- (2) 本部長は、原子力事業者から特定事象発生通報等があった場合は、直ちに、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車及びインターネット等での緊急放送及びテレビ・ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民等へ情報の提供を行うものとする。
- (3) 本部長は、住民等へ、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、インターネット等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。

広報事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 事故の概要
- イ 泊発電所における対策状況
- ウ 災害の現況及び今後の予測
- エ 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況
- オ 住民等のとるべき措置及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

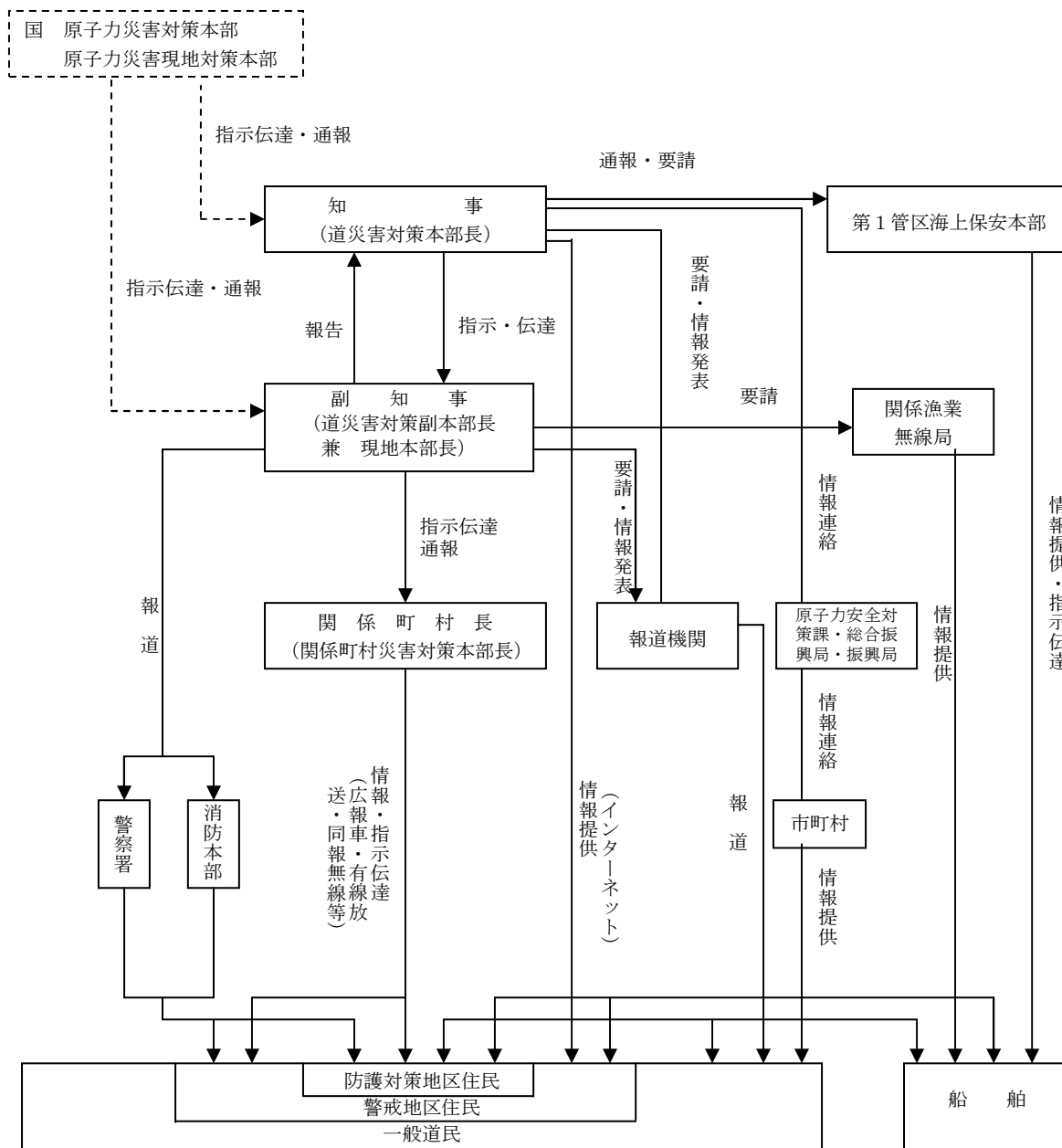
3 住民問合せ窓口

本部長は必要に応じて、住民等からの問合せへ対応するために、窓口を設置して情報提供を行うものとする。

4 その他の防災関係機関の行う広報

防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、本部長と連絡調整の上、行うものとする。

図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第5節 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。

なお、国は、必要に応じて空からの又は海上における緊急時モニタリングを実施するものとされている。

1 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング班の設置

知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。この場合において、町長は知事の実務に基き、緊急時モニタリング班への要員に基づく派遣を行うなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。

また、原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、同区域内にある原子力環境センターに設置した緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続するものとする。

(2) 放射性物質による汚染状況の把握

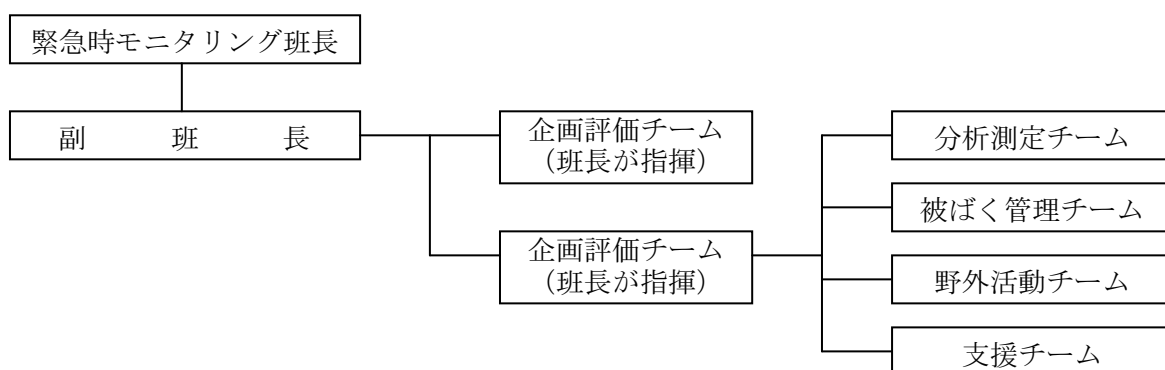
本部長は、道が行う緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況を常時把握するものとする。また、風向、風速、大気安定度等、放射性物質による影響推定に必要な気象状況についても道等から常時収集しておくものとする。

(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務

ア 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。

図3-4-1 緊急モニタリング班の組織図



イ 緊急時モニタリング班の業務

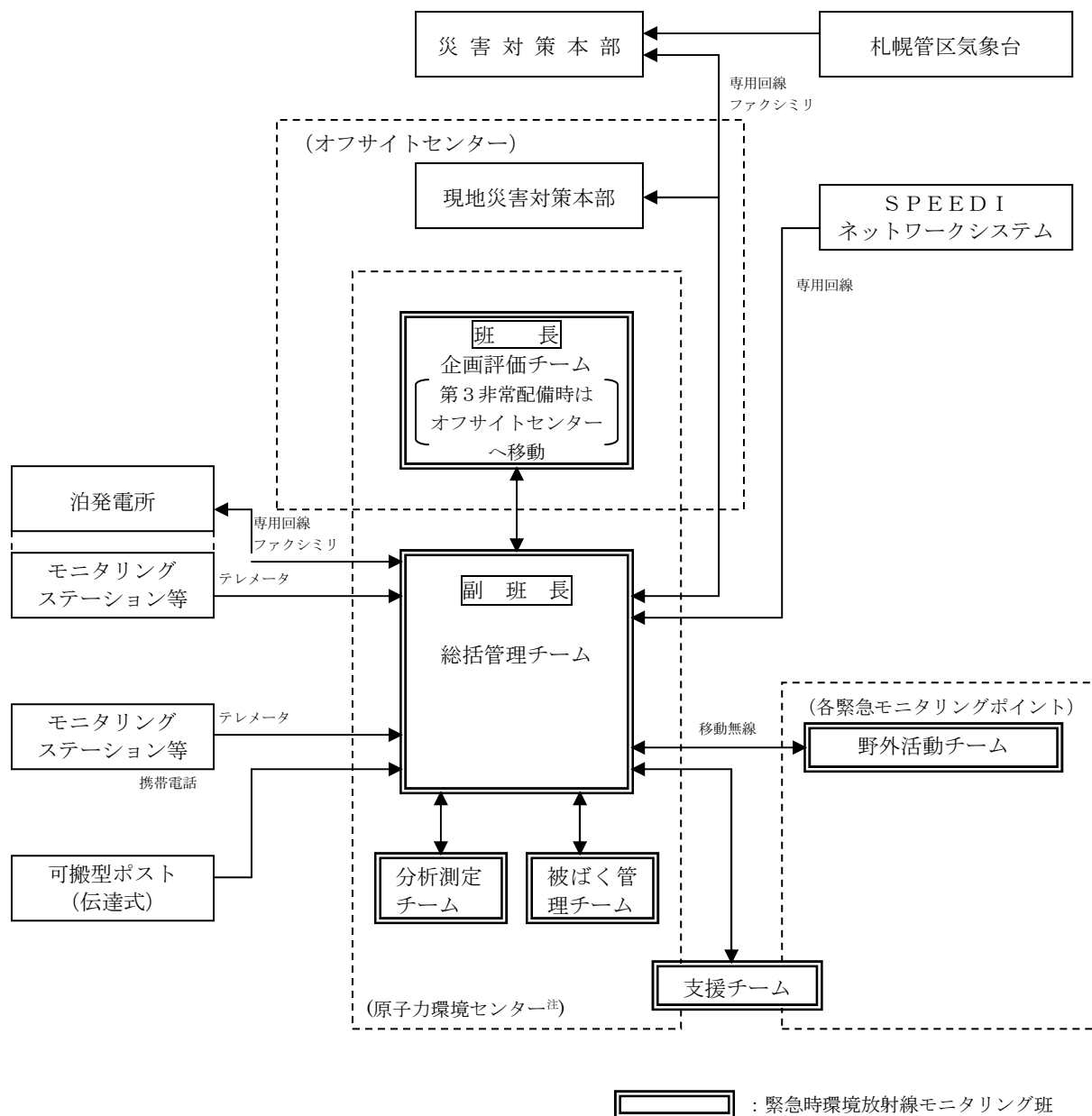
緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。なお、町が派遣する職員は「野外活動チーム」として、空間放射線量率の測定及び報告、環境試料の採取などを実施する。

チーム	業 務
班 長	1 緊急時モニタリング班の指導及び業務の総括
副班長	1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理
企画評価チーム	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価
総括管理チーム	1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等
分析測定チーム	1 R P L Dの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）
被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理
野外活動チーム	1 モニタリングカーによる空間放射線量率の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びR P L Dの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取
支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと

ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡

緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。

図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図



注) 原子力緊急事態宣言(原災法第15条事象)が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続する場合、当該施設の通信機器のほか、携帯電話等を活用して通信連絡を行う。

2 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリング活動の段階的实施

緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、次のとおり段階的に行うものとする。

ア 第1非常配備のモニタリング

第1非常配備のモニタリングは、防災対策に必要な情報を収集し、かつ第2非常配備後の緊急時モニタリングを効果的に行うためのものとする。

イ 第2非常配備のモニタリング

第2非常配備のモニタリングは、警戒本部設置後速やかに第1非常配備の緊急時モニタリングから移行し、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等の防災対策を効果的に行う判断資料を得るためのものとする。

ウ 第3非常配備のモニタリング

第3非常配備のモニタリングは、第2非常配備の緊急時モニタリングを継続して、防災対策を効果的に行う判断資料を得る。

また、事故状況の予測が確実となり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階においては、第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域において、住民等の線量評価及び環境の汚染状況評価を行うためのものとする。

(2) モニタリング活動内容

ア 緊急時モニタリングの業務内容等

各非常配備における緊急時モニタリングの業務内容は、概ね次のとおりとする。

第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	
緊急時モニタリング計画の作成			
緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析			
緊急時モニタリングに関する条へ法の確認			
/	SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析		
	空間放射線量率の予測地図の作成		
	大気中の放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成		
	予測線量の推定		
	/		住民等の外部全身線量の評価
			住民等の甲状腺等価線量の評価
			蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価

イ 緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目

各非常配備における緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目は、概ね次のとおりとする。

	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
緊急時モニタリング実施地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点		第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域
	2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点		
	3 集落（気象状況等により適宜決める。）		
測定・分析項目	空間放射線量率		
	積算線量 （RPLDの登録及び設置）		積算線量 （RPLDの回収・測定）
		大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度	
		飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度	環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度
	気象要素		

（注） 可搬型ポストは、発電所周辺の陸域の全方位における最も発電所に近い地点（固定局がある場合は、次に近い地点）にも配置する。

降雨時には、状況に応じて雨を採取し、雨に含まれる放射性物質の濃度を測定する。

緊急時モニタリングの方法 （資料3-4-1）

3 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリング班へ派遣した職員は、緊急時モニタリング結果を、随時、原子力防災対策グループ長（災害対策本部設置後は本部長）に報告するものとする。

緊急時モニタリング情報報告様式 （資料3-4-2）

第6節 UPZ内の防護対策の実施

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 町は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、住民等への避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には道と連携し国に要請するものとする。

また、町は、国及び道と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等へのUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を退避等措置計画に基づき実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には道と連携し国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案へ速やかに意見を述べるものとする。

屋内退避及び避難等に係わる指標

予測線量（単位：ミリベクト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

(注1) 予測線量は、放射性物質の放出期間中、屋外に居続け、何らかの措置も講じなければ受けるとされる線量である。

(注2) 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルに応じた防護対策を取るものとする

(2) 警戒区域の設定

本部長は、住民等の防護対策及び防護対策地区が決定された場合は、知事の指導、助言を得て災対法第63条1項の規定に基づき、必要に応じて、警戒区域を設定するものとする。

町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体への危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(3) 避難対象区域を含む町は、住民等の避難誘導に当たっては、道と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び道へも情報提供するものとする。

(4) 避難対象区域を含む町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、道と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び道へも情報提供するものとする。

(5) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、道が受入先の市町村へ、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、道は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村へ避難所等となる施設を示すこととされている。

(6) 屋内退避の指示

ア 道の本部長は、屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに町及び関係町村長へ次に掲げる事項を指示または通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。

なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区

(オ) その他の必要な事項

イ 町及び関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策地区内の住民等へ速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。

(7) 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。

ア 町及び関係町村長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等へ速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 道の本部長は、屋内退避中の住民等へ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、町及び関係町村長は、防災ラジオや広報車等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。

(8) コンクリート屋内退避の指示

ア 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難の防護対策地区を決定したときは、直ちに町及び関係町村長へ、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道

機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、町及び関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。

なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、コンクリート屋内退避又は避難に必要な事項を指示するものとする。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) コンクリート屋内退避又は避難をとるべき防護対策地区

(オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に係わる事項

(カ) その他の必要な事項

イ 道の本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長へ、コンクリート屋内退避又は避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。

ウ 町及び関係町村長は、本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示等を受けたときは、退避（避難）所、経路、集合場所等を決定して、防護対策地区内の住民等へコンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとする。

(9) コンクリート屋内退避の方法

ア 町及び関係町村長は、防護対策地区内の住民等へコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮の上、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。

イ 町及び関係町村長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。

ウ 町及び関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。

また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。

エ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。

(10) 避難の指示

ア 道の本部長は、避難の防護対策地区を決定したときは、直ちに町及び関係町村長へ、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

- (エ) 避難をとるべき防護対策地区
- (オ) 避難に当たっての注意事項
- (カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に係わる事項
- (キ) その他の必要な事項

イ 道の本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長へ、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。

ウ 町及び関係町村長は、道の本部長から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策地区内の住民等へ避難の措置を講ずるものとする。

(11) 避難の方法

ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。

また、本部長は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。

なお、関係町村長は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。

イ 町及び関係町村長は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。

また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。

ウ 町及び関係町村長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

(12) その他

道の本部長、町及び関係町村長は、退避等に際して、被ばく低減のため、住民等へマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。

また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等へ伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-5-3）

2 退避又は避難の誘導

退避又は避難の誘導は、警察官及び消防職（団）員が当たり、町及び関係町村長との緊密な連携の下に2-(1)で定める防護対策地区内の防災対策区画ごとに、住民等の退避等の状況を確認しながら実施するものとする。

なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合には、海上保安官が助言を与えることができる。

道の本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の町及び関係町村に協力し、

避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

3 避難場所

- (1) 避難対象区域を含む町は、道と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等へ周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (2) 避難対象区域を含む町は、道と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について道及び町に提供するものとする。
- (3) 避難対象区域を含む町は、道の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 避難対象区域を含む町は、道と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、道と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、町は道と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 避難対象区域を含む町は、道の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (6) 避難対象区域を含む町は、道の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 避難対象区域を含む町は、道の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生

活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び道と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、道と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び道に資機材の調達に関して要請するものとする。

4 広域一時滞在

(1) 本部長の要請

町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、道内の他の市町村への受入れについては知事及び当該市町村に協議して、他の都府県の市町村への受入れについては都府県へ当該他の都府県との協議を求めるものとする。

- (2) 町は、道へ、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

- (3) 周辺市町村は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 道の本部長の要請

本部長は、災避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として周辺市町村への避難が必要であると認める場合は、周辺市町村長へ、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。

(5) 要請を受けた周辺市町村長の措置

道の本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

(6) 町及び関係町村長の措置

関係町村長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等へその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある

る場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

6 災害時要援護者等への配慮

- (1) 避難対象区域を含む町は、道及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7 立入制限等の措置

本部長は、関係町村長等が避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な次の措置をとるよう要請するものとする。

(1) 陸上の立入制限等の措置

道の本部長は、町及び関係町村長へ、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区内においては立入禁止、警戒区域においては立入制限を指示するものとする。

また、道は北海道警察本部長へ、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。

8 防護対策地区及び警戒区域内の警備

北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、防護対策地区及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。

9 防災業務関係者の防護対策

町、道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関が行うものとする。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。

- (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。
- (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。
 また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 300mSv、皮膚については等価線量で 1 Sv をあわせて上限とする。

10 飲食物の出荷制限、摂取制限等

本部長は、緊急時モニタリングの結果等に基づく飲料水、飲食物の放射線物質による汚染度が、次に掲げる指標を越え、又は越えるおそれがあり、飲料水、飲食物の摂取制限に係わる指示を国又は道から受けた時は、住民等へ次の措置を講じるものとする。

飲食物摂取制限に係わる指標

対 象	放射性ヨウ素 (I-131 等価)
飲料水	3×10 ² ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜・芋類を除く)	2×10 ³ ベクレル/キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10 ² ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10 ² ベクレル/キログラム以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

(1) 飲料水の摂取制限

本部長は、防護対策地区内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民等へ、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止するものとする。

(2) 飲食物の摂取制限

本部長は、防護対策地区内の住民等へ、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

(3) 農林水産物の採取及び出荷制限

本部長は、放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者等へ、汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

11 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を

避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、道又は市町村へ速やかにその旨を連絡するものとする。

12 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 避難対象区域を含む町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ道又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 避難対象区域を含む町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、道、原子力事業者等へ、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 避難対象区域を含む町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を道に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
 - イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ウ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所
- など

2 医療措置

町は、道が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

(1) 傷病者の搬送

本部長は、医師の判断により傷病者の搬送等を要する場合、北海道現地災害対策本部と連携して緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。また、知事は汚染の検査及び除染の結果、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく者を放射線医学総合研究所等の放射線障害専門病院へいそうするものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の服用の指示

本部長は、国の現地対策本部又は道より、安定ヨウ素剤服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指示又は指導・助言があった場合は、放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。

第8節 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺の治安確保について治安当局と協議して、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に係わる情報の提供等を実施して、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び道と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第9節 緊急輸送活動及び必需物資の調達

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

避難対象区域を含む町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、道等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送 (PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び道の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 避難対象区域を含む町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 避難対象区域を含む町は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、道を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ道や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。
- ③ 避難対象区域を含む町は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に係わる支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む町道路管理者は、交通規制に当たる道警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。

3 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、道及び関係機関と協力して、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保して、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。
なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、道、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者への供給を行うものとする。
- (3) 被災した市町村及び道は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第10節 行政機関の業務継続計画に係る措置

- (1) 町は、町関係機関が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第11節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。

町及び道、関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等へは、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

- (2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。
- (ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - (イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
 - (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
 - (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動
 - (オ) モニタリングの実施
 - (カ) 遮蔽対策の実施
 - (キ) 立入制限区域の設定
 - (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置
 - (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。
- (6) 町は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、関係市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等への的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 町は、住民等への情報提供にあたっては国及び道と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用

可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- (3) 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に係わる情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等への情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、道、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 町は、情報伝達に当たって、防災ラジオ、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に係わる情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせへの対応

町は、国、道及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第13節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

町は、国、道及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアへの被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した町は、道及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の都府県は必要に応じ義援物資に係わる問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

町は、道と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。